

監 査 第 73 号

令和 6 年 8 月 15 日

四日市市長 森 智 広 様

四日市市監査委員	加 藤 光
同	樋 口 孝
同	竹 野 兼 主
同	小 林 博 次

令和 5 年度健全化判断比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により令和 5 年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

# 令和5年度 健全化判断比率審査意見

## 第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、算定された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

令和6年7月30日から令和6年8月8日まで

## 第3 審査の方法

この健全化判断比率審査は、四日市市監査基準に基づき、市長から審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかに主眼をおいて実施した。

審査においては、総務省が作成した記載要領等に基づき、健全化判断比率を算定するための算定様式の記載事項について、決算書、財政状況調査表（決算統計）、関係部局が作成した算定根拠資料、関係書類等との照合、確認を行った。

さらに、算定手順等の妥当性を確認するために、関係職員からの説明及び聴取を実施した。

## 第4 審査の結果

### (1) 総括

審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、上記の手续により審査した限り、重要な点において関係法令等に基づき、いずれも適正に算定及び作成されているものと認められた。

(単位：%)

比 率	令和5年度		早期健全化基準	財政再生基準
	令和4年度	令和5年度		
実質赤字比率	—	—	11.25	20.0
連結実質赤字比率	—	—	16.25	30.0
実質公債費比率	2.8	3.3	25.0	35.0
将来負担比率	— (△10.2)	— (△10.3)	350.0	—

- (注) 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、実質赤字額、連結実質赤字額及び実質的な将来負担額がない場合は「—」で表示される。
- 2 実質公債費比率は、18%以上となると市債発行は許可制となる。
- 3 将来負担比率について財政再生基準はなく、350%を超えると財政健全化計画を作成しなければならない。
- 4 早期健全化基準及び財政再生基準の数値は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められている。

## (2) 各比率について

### ① 実質赤字比率について

実質赤字額は、平成19年度（※）から引き続き発生していない。

※「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の最初の適用年度

### ② 連結実質赤字比率について、

連結実質赤字額は、平成19年度から引き続き発生していない。

### ③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は過去3ヵ年平均で算出する指標であり、令和5年度は前年度と比べ0.5ポイント上昇し3.3%になり悪化した。しかし、単年度のみ比率については、前年度と比べ1.2ポイント低下し3.5%になり良化している。単年度での良化は、企業の設備投資が進んだことによる市税収入の増加に加え、学校給食センター事業のうち建物整備の完了により、準元利償還金が減少したことなどによる。

早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを引き続き下回っている。法令に定められた市債発行の許可基準である18.0%も引き続き下回っている。

### ④ 将来負担比率について

将来負担比率は、前年度と比べ0.1ポイント低下し△10.3%になり良化した。これは、市税収入の増加に伴う標準財政規模の増加に加え、将来負担額が小中学校における保健室等空調設備の整備に伴い、債務負担行為に基づく支出予定額が増加したものの、それを上回る地方債現在高の減少があったことなどによる。

早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを引き続き下回っている。

## (3) 意見

令和5年度の健全化判断比率の指標について、実質赤字額及び連結実質赤字額は、引き続き赤字は発生していない。市税収入の増加に加え、学校給食センター事業のうち建物整備の完了により、実質公債費比率は単年度としては良化（3ヵ年平均では悪化）し、加えて、地方債現在高の減少があり、将来負担比率も良化している。いずれも早期健全化基準は大きく下回っている。

① 市や公営企業が起債を行う際には、事業規模に応じた適正な発行に努め、引き続き健全な財政運営を行うこと。

② 好調な市税収入に依存することなく、持続可能な財政運営に向けて、人口減少も考慮した適切な予算規模を堅持し、大規模事業の予算編成に当たっては安易な事業費拡大を認めず、健全な財政を維持すること。

③ 大規模事業に係る起債による市債残高の増加が懸念される。健全な財政運営が可能な現状に甘んじることなく、将来にわたって健全な財政を継続できるよう、適切な財政運営に努めること。